

島根大学生生活協同組合 ミールプラン利用規程

島根大学生生活協同組合（以下、生協という）が提供する「ミールプラン」は本規程により取り扱いをします。生協の組合員及び島根大学入学予定者（以下、組合員という）は、本規程に合意の上で生協のミールプランをお申し込みください。

1. 利用目的

- 1) ミールプランは生協の店舗で「食事」にのみ利用できる、食事専用のプランです。食費を予め確保することで、組合員にしっかり食事をとっていただくことを目的としています。
 - 生協は、利用者にとり食事をとってもらうために利用に応じた特典を提供します。
 - 生協は、前日までの利用履歴を「大学生協マイページ」で提供しますので、食生活の点検と栄養管理にお役立てください。
- 2) ミールプランの機能は、島根大学の学生証又は職員証又は生協組合員証に設定します。

2. 利用対象者

- 生協組合員に限ります。

3. 利用範囲

- 生協が提供するメニュー・商品の内、生協が指定したものに限りです。

4. 利用期間

- 当該年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間となります。ただし、生協の営業日に限ります。
- 新入生については、入学式以降の日で生協が定めた日を利用開始日とします。

5. 利用方法

- 1) 申込金額
 - 生協が指定する方法で、生協が指定した金額を事前にお支払いいただきます。
- 2) 分割支払いの条件
 - 「新入生安心プラン」又は「上回生安心プラン」で分割支払いを希望の場合は、生協が指定した初回支払額を指定した日までにお支払いいただきます。
 - 2 回目以降は指定した金額・回数をお支払いいただくことが条件になります。
 - 2 回目以降のお支払いは、ゆうちょ銀行の口座からの自動引き落としになります。指定した期日までに、生協が必要事項を記入してお送りした「自動払込受付通知書」を使用してゆうちょ銀行の窓口で手続きしていただくことが必要です。
 - 分割代金の引き落としが 2 回分（2 か月分）できない場合は、ミールプランの利用を停止します。利用額が受領金額を超過している場合は超過額を保護者様宛に請求いたします。
- 3) 1 日あたりの利用金額
 - プランと営業時間によって 1 日あたりの利用上限額が決まっています。
- 4) 利用終了日：上回生便利プランが対象
 - 「上回生便利プラン」については、3 月 31 日以前でも利用残高が 0 円以下になった場合は、その翌日から利用できなくなります。
 - システム上利用残高が 0 円以下になる場合がありますが、その場合は追加入金の際に利用者に負担していただくこととなります。
- 5) 年度途中での入金：上回生便利プランが対象
 - 「上回生便利プラン」については、当年度内ならいつでも 3 万円以上 1 万円単位で追加入金することができます。
 - 当年度内であれば、利用残高が 0 円になった後でも追加入金することができます。その場合、生協が指定する方法により入金していただき、生協が入金を確認した翌営業日からミールプランが利用できるようになります。

6. 次年度への継続及び繰越制度

- 1) 次年度利用プランの確認方法
 - 1 月～3 月の間に次年度のプランを提示しますので、次年度のプランをどのプランにするかを、3 月 29 日（又は生協が指定する日）までに、生協が指定する方法で申し出ていただきます。

3 月 31 日までの利用累計金額が当年度の「ミールプラン購入金額」を下回っている場合は、利用累計金額と購入金額との差額を「**ミール残高**」と記載します。

- 2) 当年度「新入生安心プラン」又は「上回生安心プラン」を利用の方

(1) 次年度「上回生安心プラン」への継続を申し出された場合

- 4 月 1 日から次年度「上回生安心プラン」が利用できるように登録します。

- 次年度の「上回生安心プラン」購入価格から「ミール残高」を差し引いた金額を4月になってから提示しますので、指定した期日までに提示した金額を支払っていただきます。
- (2) 次年度「上回生便利プラン」への継続を申し出された場合
- 「ミール残高」がある場合は、自動的に次年度に繰り越すことができ、次年度の「上回生便利プラン」として利用することができます。
 - 「ミール残高」がない場合は、3月29日（又は生協が指定する日）までに指定した金額を支払っていただく必要があります。
- 3) 当年度「上回生便利プラン」を利用の方
- 3月31日の時点で「ミール残高」がある場合は、自動的に次年度に繰り越すことができます。
 - 当年度の途中で「ミール残高」が無くなった場合には、3月29日（又は生協が指定する日）までに追加入金（3万円以上1万円単位）していただければ継続利用扱いとなります。

7. 利用特典

- 利用特典は生協の判断で変更することがありますが、変更する場合は次年度のミールプランから適用します。

8. 再発行

- 1) ミールプラン機能の入っている島根大学学生証又は島根大学職員証又は生協組合員証（以下、ミールカードといいます）を紛失した場合、あるいはミールカードの破損等でミールプランが利用できなくなった場合は、直ちに生協店舗に連絡した上で、大学の担当窓口で再発行の手続きをおこなっていただきます。
- 生協が連絡を受けた時点で、生協の店舗でミールプランを利用できなくするために当該ミールカードの利用停止登録をおこないます。ただし、システム上、登録後約2時間後からの適用になります。
 - 利用者の希望により、ミールカードが再発行されるまでの間、「仮ミールカード」を発行することができます。なお、「仮ミールカード」のお渡しは再発行申請日の翌営業日以降になります。
 - 「仮ミールカード」でのミールプランの利用は「仮ミールカード」のお渡し日からになります。
- 2) 再発行の場合の再発行手数料は、各カードの規程に基づいて、ご自身がお支払いください。
- 生協組合員証の再発行手数料及び仮ミールカードを紛失された場合のカード負担金は、1,000円＋消費税になります。

9. 禁止事項

- 1) ミールカードの他人への貸与を禁止します。
- 他人への貸与は、貸与された者が不正に特典を受けること、又は貸与した者が不正に特典を受けることになり、これは不正行為にあたりと判断します。
 - 他人への貸与があった場合はミールプランの利用を停止し、以降のミールプランの利用ができなくなります。

10. 解約

- 1) 原則、年度途中での解約はお受けしません。
- 2) ただし、以下の場合は年度途中での解約をお受けし、残高を返金しますので、生協窓口までご連絡ください。
- 休学、留学、入院等の理由で、6か月以上通学できない場合。
 - 卒業、退学等の理由で生協を脱退し、生協組合員の資格をなくした場合。
 - その他、生協が認めた場合。
- 3) 返金する場合は、「新入生安心プラン」及び「上回生安心プラン」については「ミール残高」を、「上回生便利プラン」については「ミール残高」に対して特典の「入金額に対するプレミアム」に相当する金額を差し引いた金額とします。
- 4) 返金は原則保護者様宛に返金します。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。

11. 卒業生へのミール残高の返金

- 1) 卒業年の3月31日時点での「ミール残高」は原則保護者様宛に返金します。返金の際の送金手数料はご負担いただきます。
- 2) 返金額は「上回生安心プラン」については「ミール残高」を、「上回生便利プラン」については「ミール残高」に対して特典の「入金額に対するプレミアム」に相当する金額を差し引いた金額とします。

12. 規程の改廃

- 1) この約款の改廃は、生協の理事会の議決によります。

13. 付則

- この規程は2019年12月10日に一部改訂し、2020年2月1日から適用します。